

令和4年3月7日

保護者 様

埼玉県立鴻巣女子高等学校長 永田 祐子

## まん延防止等重点措置期間再延長に伴う本校の対応について

春寒の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動に対して、多大なる御支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、令和4年3月4日に、国において、本県におけるまん延防止等重点措置の期間再延長が決定されました。これに伴い、埼玉県教育委員会からの通知等を踏まえ、本校として下記のとおり、対応しますのでお知らせします。

引き続き、感染症対策に十分御留意くださいますよう、御理解と御協力をお願いします。

なお、今後の対応については、新たな通知等が届き次第、本校ホームページ及び連絡メールで御連絡いたします。

### 記

#### 1 臨時休業・出席停止措置による感染拡大防止について

教育活動の継続に当たり、陽性者発生時の適切かつ迅速な臨時休業や出席停止の措置が必要となることから、陽性者が確認され次第、速やかな県への報告を徹底する。

#### 2 授業等における対応について

##### (1) 必要に応じてオンライン学習を活用

通常登校（8時40分登校）とする。

※ただし、学校や地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて始業時間の繰り下げや短縮授業、オンライン学習を活用した分散登校を行う。

##### (2) 授業における留意事項

感染防止対策を講じてもおお感染リスクが高い活動については行わない。なお、専門学科において実習棟を行う場合は、換気や衛生管理を徹底し、多くの生徒が密集しないように配慮する。

##### (3) 直行直帰の徹底

登下校の際は、直行直帰を徹底する。

#### 3 学校行事について

各学校行事を実施する際は、感染防止対策を踏まえ、県教育委員会からの通知等を踏まえ、行事の内容や開催方法等について工夫する。

#### 4 部活動について

活動の制限を段階的に緩和する。

ただし、部活動内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、原則1週間活動を停止する。

<3月7日(月)から21日(月)まで>

活動日数	活動時間	校外活動 (合同合宿・練習試合等)	泊を伴う活動
週4日以内 (平日のみ)	2時間以内	禁止	禁止

- (1) 必要に応じて活動時間や活動内容の見直しを行い、事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わない。
- (2) 活動に際しては、生徒や保護者への連絡等を確実にし、感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、安心して参加しない選択ができる環境を整える。(参加を強制することや、参加しない生徒が不利になるような不適切な対応は絶対に行わない。)
- (3) 更衣場面、休憩場面、活動前後、下校時における感染防止対策を徹底する。
- (4) 全国大会等に出場する場合は、大会開催初日の14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」(以下、「県方針」という。)に基づく活動ができるものとする。ただし、他校との合同練習や練習試合は行わない。
- (5) その他、県通知等に則した活動を各顧問が行うのでその指示に従う。

<3月22日(火)から(学年末休業・春季休業期間中を含む)>

- (1) 県方針に基づく活動を行う。(土日のいずれか1日も可とする。)
- (2) 各種大会やコンクールへの参加については感染拡大状況等を確認した上で、適切に判断し、県方針に基づいた参加を可能とする。
- (3) 泊を伴う活動は、全国大会等に出場するためなどやむを得ない場合のみとし、目的地の状況や感染防止対策等を踏まえ実施の可否を判断する。
- (4) 練習試合等は自校を含めて2校までとする。その際、県境をまたいで活動は行わない。

## 5 家庭へのお願いについて

長期休業期間中(学年末休業及び春季休業期間)を含めて、家庭や学校外での感染防止を図るため、以下の内容について御協力をお願いします。

- (1) 規則正しい生活習慣の徹底
- (2) 基本的感染防止対策の徹底
- (3) 日々の健康観察の徹底
- (4) 生徒が陽性者や濃厚接触者となった際の学校への報告
- (5) 定期的なHPの確認及び緊急連絡メールへの登録

<担当>

教頭 坂下

TEL 048-541-0669

<夜間・休日等緊急連絡先>

TEL